

議案第197号

訴訟上の和解について

*****事件について、次のとおり和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

川崎市長 福田紀彦

1 事件名 *****事件

2 当事者 原告 * * * *

原告 * * * *

原告 * * * *

原告 * * * *

被告 川 崎 市

3 和解内容

(1) 被告は、亡植手哲に衷心より哀悼の意をささげるとともに、川崎市立井田病院医師らが亡植手哲に対しカルベジロールを投与した後に同人が死亡したことを貴重な教訓とし、再発防止を心がけ、今後の診療に活かすよう努める。

(2) 被告は、原告らに対し、本件解決金として、200万円の支払義務があることを認める。

(3) 被告は、原告らに対し、前項の金員を、原告らの指定する日限り、原告

らの指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。

- (4) 原告らは、本件に関し、被告並びに被告の理事者、管理者及び被用者ら（退任、退職者を含む。）に対し、裁判上裁判外を問わず何らの民事上公法上の請求を行わず、処分も求めない。また、原告らは、本件に関し、被告並びに被告の理事者、管理者及び被用者ら（退任、退職者を含む。）に対し、接触せず、面談を求めない。
- (5) 原告ら及び被告は、本件並びに本和解の成立及び内容について、正当な理由なく第三者に開示せず、本件が和解により円満に解決した趣旨に反する言動を行わない。
- (6) 原告らは、その余の請求を放棄する。
- (7) 原告ら及び被告は、原告らと被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (8) 訴訟費用は各自の負担とする。

4 和解理由

本事件は、東京地方裁判所から職権による強い和解勧告がなされたこと及びこの和解により原告らと被告との間の医事紛争が早期に解決することを勘案し、和解しようとするものである。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 令和2年5月27日、原告らの被相続人である患者（以下「本件患者」という。）は、嘔気及び体動困難のため川崎市立井田病院（以下「井田病院」という。）に救急搬送され、入院し、心不全の治療薬であるカルベジロール（以下「治療薬」という。）の投与を受け、同年6月10日、退院した。
- 2 令和2年6月19日から同年10月23日までの間、本件患者は、井田病院を4回外来受診し、その都度、治療薬の処方を受けた。
- 3 令和2年10月24日、本件患者は、外出中に救急搬送され、同月27日、救急搬送先である病院で死亡した。
- 4 令和3年5月19日、原告らから本市に対し、本件患者が死亡するに至ったのは、本市が本件患者の心不全の治療のため、本件患者の持病にとって禁忌であった治療薬の投与を行ったことなどが原因であるとして、損害賠償請求がなされた。
- 5 令和4年2月18日、原告らから東京地方裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された。
- 6 本訴訟は、係属して以来、8回の口頭弁論等を経てきたが、裁判所から職権による強い和解勧告がなされたものである。